

WHO が新型インフルエンザ (A/H1N1) に関する警戒水準をフェーズ 6 に引き上げ

はじめに

世界保健機関 (WHO) は、6 月 11 日の緊急会議で新型インフルエンザ (A/H1N1) に対する警戒水準を、これまでの「フェーズ 5」から「フェーズ 6」に引き上げることを決定しました。1968 年の「香港風邪」以来 41 年ぶりに世界的な大流行 (パンデミック) の状態に至ったこととなります。ただ、新たに設けられた健康被害の深刻度に関する基準が 3 段階の 2 番目である「中度」とされたこともあって、渡航制限・国境封鎖などの勧告は行っていません。

本誌では、フェーズ 6 における WHO の対応指針、海外各国別および日本国内の感染状況などについて概要をとりまとめましたのでご参照ください。

新型インフルエンザ (A/H1N1) に関する WHO の動向(フェーズ 5 以降)

◎警戒度「フェーズ 5」に＝新型インフル拡大で引き上げー世界的大流行迫る・WHO (4 月 30 日)

WHO は新型インフルエンザへの警戒レベルをこれまでの「フェーズ 4」から「フェーズ 5」に引き上げたと発表しました。最も被害が大きなメキシコに加え、米国でも人から人への感染が拡大していることが確認されたため。フェーズ 5 は世界的な大流行 (パンデミック) の一歩手前の状態になったことを意味します。

◎世界の感染者 5,000 人突破＝新型インフル (5 月 11 日)

メキシコのコルドバ保健相は 11 日、同国の新型インフルエンザ感染者数が 433 人増え、2,059 人に上ったと発表しました。これにより、世界全体で感

染が確認された人は 5,137 人となりました。

◎致死率 0.4%、スペイン風邪下回る＝新型インフルーWHO チーム (5 月 12 日)

新型インフルエンザの「震源地」となったメキシコの 4 月末までの患者数は 2 万 3,000 人、致死率は 0.4%と推定されると、英ロンドン大を中心とする WHO の研究チームが発表しました。1918～19 年に世界的に大流行したスペイン風邪 (新型と同じ H1N1 型、死者約 4,000 万人) は致死率が 2%程度と推定され、これを大幅に下回りますが、57～58 年のアジア風邪 (H2N2 型、死者約 200 万人) の致死率 0.5%程度に匹敵します。

◎世界の感染者 1 万人突破＝新型インフル、発生 1 カ月弱 (5 月 19 日)

世界の感染者数は同日までに 42 カ国・地域で 1 万 238 人、うち死者は 78 人となりました。メキシコ政府が新型インフルエンザの発生を発表した 4 月 23 日以来 1 カ月弱で、世界の感染者数は 1 万人を突破しました。

◎WHO、フェーズ 6 で基準修正＝新型インフル発表から 1 カ月 (5 月 24 日)

WHO がメキシコでの新型インフルエンザ感染の疑い例を発表してから 24 日で 1 カ月が経過しました。WHO は 4 月 24 日の発表後わずか 6 日で、新型インフルエンザの警戒レベルを矢継ぎ早に 2 度引き上げましたが、世界的な大流行 (パンデミック) 宣言を意味する「フェーズ 6」への引き上げでは試行錯誤を強いられています。2005 年に策定された現在の警戒レベルは、致死率の高い鳥インフルエンザの発生を前提に、地理的な感染拡大を判断の基準としましたが、今回発生したのは豚に由来する新型イ

ンフルエンザで、感染者の大半が通常のインフルエンザと同等の症状にとどまっています。

◎日本などは「移行期」＝世界感染状況、「フェーズ6」に近づく－WHO（6月2日）

WHOのフクダ事務局長補代理は2日の記者会見で、日本、英国などでの新型インフルエンザの感染状況に関して、世界的な大流行（パンデミック）を意味する「フェーズ6」への「移行期」にあるとの認識を示しました。

◎新型インフル感染者、2万5千人突破＝WHO（6月8日）

WHOは8日、新型インフルエンザの感染確認者が世界全体で2万5,288人に上ったと発表しました。73カ国・地域で感染が確認され、死者数は139人でした。国別で感染者が多かったのは、米国1万3,217人（死者数は27人）、メキシコ5,717人（同106人）、カナダ2,115人（同3人）、豪州1,051人（同0人）などでした。

◎「世界的大流行に極めて近い」＝新型インフルで－WHO（6月10日）

WHOのフクダ事務局長補代理は9日の電話会見で、新型インフルエンザの感染状況に関して、「世界的な大流行（パンデミック）に極めて近づいている」との認識を表明しました。これまでの感染の中心だった北半球に加え、オーストラリアなど南半球でも感染が拡大していることに強い警戒感を示しました。

◎WHO、新型インフル世界大流行を宣言＝警戒水準が最高「6」に一移動制限不要（6月11日）

WHOのチャン事務局長は11日、メキシコ、米国をはじめ北半球を中心に続いてきた新型インフルエンザの人から人への感染拡大が、オーストラリアなど南半球でも確認されたとして、警戒レベルを最高水準の「フェーズ6」に引き上げ、世界的な大流行（パンデミック）の発生を宣言しました。この日、WHOは各国の専門家から構成する緊急委員会を開催し、同委での討議結果を踏まえて判断しました。パンデミックの発生は「香港風邪」以来41年ぶり。事務局長は同日の記者会見で、フェーズ6に引き上げたとはいえ「現状の深刻度は（高中低の）中程度だ」と述べて、平静を保つよう要請しました。また、今

回の引き上げは、国境の封鎖や旅行など人の移動の制限を求めるものではないと強調しました。

動向が注視される鳥インフルエンザ(H5N1) 情報

国立感染症研究所感染症情報センターによれば、鳥インフルエンザ(H5N1)に関する最近の情報は次の通りです。（本年4月以降）

<ベトナム>

【4月8日】ベトナム保健省は、H5N1鳥インフルエンザウイルスの新たなヒト感染確認症例を報告した。症例は国立衛生疫学研究所（NIHE）において確認された。

【5月6日】NIHEにおいて新たな症例が確認された。ベトナムで現在までに確認された111例のうち、56例が死亡している。

<エジプト>

【5月6日】エジプト保健省は、鳥インフルエンザの新たな確定ヒト症例を報告した。エジプトでこれまでに確認された68例のうち、23例が死亡している。

【5月22日】5月13日から20日の間に、エジプト保健省は鳥インフルエンザの新たな確定ヒト症例を5例報告した。感染源に関する調査によると、上記の5例すべてが弱った家禽や死んだ家禽に対する濃厚な接触があったことが指摘されている。5例すべてがエジプト中央公衆衛生研究施設において確認された。

【6月2日】エジプト保健省は6月1日、鳥インフルエンザH5N1の新たな確定ヒト症例を報告した。症例は、4歳の女児である。女児は5月30日に発熱と咳、咽頭痛で発症し5月31日に発熱病院に入院した。オセルタミビル投与を受け、安定した状態にある。感染源に関する調査によると、死んだ家禽や弱った家禽に対する濃厚な接触があったことが指摘されている。症例はエジプト中央公衆衛生研究施設において確認された。エジプトでこれまでに確認された78例のうち、27例が死亡している。

2009年6月12日正午現在、新型インフルエンザA(H1N1)の水準・定義について
WHO(世界保健機関)は警戒水準を「6」に引き上げていますが、日本政府は発生段階「第二段階(国内発生早期)」のままとしています。

WHO 今後の取組み対応指針・取組みについて

WHOのチャン事務局長は11日、ジュネーブのWHO本部での記者会見で「新型インフルエンザは世界的な大流行(パンデミック)の初期段階にある」と表明するとともに、「さらなる感染拡大は避けられない」と述べ、各国に監視の強化を呼び掛けました。

同席したフクダ事務局長補代理は「新型インフルエンザのウイルスは、今後1~2年間は世界中に広がる」と予想し、また進藤奈邦子医務官は感染の終息に「3~4年かかる」との見通しを示しています。

チャン事務局長は「死者などが急激に増えるとはみていない」とも語り、各国に冷静な対応も求めています。

新型インフルエンザの感染を予防するワクチンに関して、チャン事務局長は「通常のインフルエンザ用のワクチン生産は近く完了する」と予想し、今後数カ月で新型インフルエンザ用ワクチンを最大限供給するため各メーカーに生産体制を整えるよう促しました。

WHOは、これまで通常の季節性インフルエンザ用ワクチンの生産継続を勧告していましたが、会見に同席したキーニー・ワクチン研究部長は「生産を近く完了し、今後数カ月で新型インフルエンザ用のワクチンを最大限供給するためにすべての設備が利用可能になり、9月中には新型用ワクチンが入手可能になる」見通しを述べました。

国内の感染状況と今後の取組み

河村建夫官房長官は12日朝、WHOが新型インフルエンザの警戒水準を「フェーズ6」に引き上げたのを受け、「わが国においては、感染が一部地域に限定している」として現行の国内対策を継続するとともに、国民に対し「警戒を怠らない一方、冷静な行動をお願いしたい」と呼び掛けるコメントを発表しました。

国立感染症研究所 感染症情報センターは、新型インフルエンザA(H1N1)の流行状況について次のように公表していますので、一部抜粋してお知らせいたします。(2009年6月9日現在)

日本国内では、6月9日午前9時の時点で、444例の確定例が報告されている(厚生労働省確認分、他に成田空港検疫所確認分が8例ある)が、報告数は時間と共に変化している。発生が確認されている都道府県は、16に上り、それぞれの地域によって感染伝播の状況は異なる。また、現在の日本の交通状況を考えれば、早晚他の地域に伝播していく可能性は高い。現在、国内では、一例の確定例もでていない地域、渡航者からの散発例の出ている地域、地域内での感染で散発例、あるいは集団発生の出ている地域、より広範な感染伝播が疑われる地域が存在する。

これまでに新型インフルエンザ患者確定例が報告された都道府県レベルの主な自治体として、兵庫県(200)、大阪府(161)、福岡県(17)、千葉県(15)、東京都(10)があるが、特に福岡県は福岡市において6月6日より小中学生を中心とした集団発生であり、メディアの情報ではこの倍程の発熱症状を訴える学童・生徒が居るようである。今後、同市における確定患者がさらに多数に上る可能性がある。この集団発生以外で、例えば船橋市における中学生の集団発生の状況の情報(9日午後6時現在累計9人)などの情報があり、また東京都の症例と同じパーティに参加した者における二次感染と思われる小集団発生も見られる。すなわち、各地で散発を繰り返しながら、時々集団発生として検出される状況である。

船橋市における事例の感染源は不明とされており、そのほかにも横浜市で発症した事例や、東京に滞在していた滋賀県の事例など、感染源が不明な事例が発生している。この状況は、わが国の国内の一部地域で感染が拡大しつつある状況を示している。なお、現在国内では依然として季節性インフルエンザの発生が、地域によって種々のレベルでみられている。

新型インフルエンザの感染状況など、常に最新の発生地域、感染経路等について正確な情報を迅速に入手するように努めましょう。

国内感染対策について

厚生労働省は、国内感染状況について自治体宛ての事務連絡（平成 21 年 6 月 11 日）「新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針（平成 21 年 5 月 22 日）等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」更新第 4 報について」の中で、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」で見直しを行いました。

上記の事務連絡で明らかにされた「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の抜粋をご案内いたします。尚、地域の感染状況等に応じた今後の見直しにご注意ください。

平成21年6月11日

これらの地域においては、地域や職場における感染拡大を防止するための措置や国民生活の維持のための措置を、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら行うこととなります。該当する地域の住民・事業者の方々には、国・自治体が講じる新型インフルエンザ対策への理解と協力を求めます。

1. 確定患者の所在地、自治体の調査により判明した患者や濃厚接触者が活動した地域等として自治体が対策を講じる地域

(1) 感染拡大防止地域（主に感染拡大防止に取り組んでいる地域）

千葉県船橋市（七林中学校区に限る。）、神奈川県（海老名市大谷中学校区に限る。）、福岡県福岡市（板付中学校区に限る。)

(2) 重症化防止重点地域（主に重症化の防止に重点を置いて取り組んでいる地域）

大阪府（大阪府、大阪市、高槻市、東大阪市の各保健所所管地域）

※重症化防止重点地域は、患者数の増加に対する感染拡大防止策を講じた結果、状況が落ち着いた地域等を指します。

(3) その他

兵庫県、兵庫県神戸市、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市

2. その他

また、これまで、患者発生の報告のあった自治体は、1の自治体のほか、

岩手県盛岡市、宮城県仙台市、埼玉県、千葉県、千葉県千葉市、東京都、東京都八王子市、東京都中央区、東京都新宿区、東京都墨田区、東京都杉並区、東京都大田区、東京都板橋区、東京都足立区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、新潟県新潟市、山梨県、静岡県、静岡県静岡市、愛知県、滋賀県、京都府京都市、和歌山県和歌山市、鳥取県、広島県、徳島県、山口県、福岡県

です（過去に報告のあった自治体で「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなったとして、事務連絡にて公表したものを除きます。）。

詳しくは事務連絡（平成 21 年 6 月 11 日）の全文をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2009/06/info0611-01.html>

どこで診てもらえばいい？

新型インフルエンザ患者とそれ以外の患者の接触を避けるため、限られた医療機関や公的施設等に「発熱外来」という専用外来が設置されています。保健所等に「発熱相談センター」が設けられていますので、「発熱外来を受診すべきかどうか判断がつかない」、「発熱外来の場所がわからない」といった相談等に対応するための電話対応専門の施設である「発熱相談センター」をご利用ください。

渡航危険情報や各国にある日本国大使館の情報

外務省は、各国への渡航危険情報や各国にある日本国大使館の情報を「海外安全ホームページ」（照会先：別紙を参照ください）にて、公表していますので一部抜粋をご案内します。

1. 新型インフルエンザ A (H1N1) 感染が確認されている国（感染症危険情報の発出（6月9日現在））

新型インフルエンザの感染が確認されている国に渡航を検討されている方は、渡航先の感染状況及び WHO の情報等最新情報を入手し、十分注意してください。また、これらの国に滞在される方は、今後 WHO の情報にも留意しつつ、感染防止対策を徹底するとともに、感染が疑われた場合には速やかに医療機関で受診してください。

（注意）WHO により感染が確認されている国・地域（74 か国(2 地域を含む)）：

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バルバドス、ベルギー、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国(含む香港)、コロンビア、コスタリカ、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、韓国、クウェート、レバノン、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、英国、米国、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、台湾、アラブ首長国連邦、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ケイマン諸島

○独自に感染確認を公表している国（1 か国）：ウクライナ

○今後感染が確認される国が増える可能性がありますので、最新情報の入手に努め、新たな感染国となった国への渡航についても、同様に十分注意願います。

詳しくは全文をご覧ください。<http://www.anzen.mofa.go.jp/info/info.asp?num=2009T119>

WHO が公表している感染確定症例は、別紙を参照願います。

2. 鳥インフルエンザ (H5N1) の流行状況（2009年6月）について（2009年6月2日現在）

WHO は、2009年4月3日以降も、ヒトへの H5N1 型鳥インフルエンザが感染されていると公表しています。今後の動向にも注視する内容となっています。感染地域に渡航・滞在を予定されている方は、家禽類や野鳥類への接触は避けてください。

1. 最近の流行状況

2003年11月以来、東南アジア、中央アジア、欧州などの広い地域において高病原性鳥インフルエンザ (H5N1 型) が発生しています。現在も引き続き、世界各地でトリからトリへの感染やトリからヒトへの感染が確認されていますので、御注意ください。最近の感染状況は以下のとおりです。

(1) ヒトへの H5N1 型鳥インフルエンザ感染状況

エジプト（ブハイラ県、カルキュービーヤ県、カフル・エル・シェイク県、カイロ県、ソハーグ県、ガルビーヤ県、シャルキーヤ県及びダカリーヤ県）において 17 人が感染（うち 4 人死亡）、ベトナム（ドンタップ省及びタインホア省）において 2 人が感染（うち 2 人死亡）したことが確認された旨発表しました。

詳しくは全文をご覧ください。<http://www.anzen.mofa.go.jp/info/info.asp?num=2009C178>

日本興亜保険グループのリスクコンサルティングサービス

日本興亜保険グループのリスクコンサルティング専門会社であるエヌ・ケイ・リスクコンサルティング株式会社 (<http://www.nipponkoa-nkrc.co.jp>) は、企業のリスクマネジメントに関する各種の情報提供サービスなどを実施しています。詳しくは弊社営業社員までお問い合わせ下さい。

情報収集先のホームページ（6月11日現在）をお知らせいたします。掲載内容（定義や対応方針など）は今後修正される可能性がありますので、常に最新情報を入手されることをお奨めします。

知りたい項目	URL
WHO や日本が定義している発生段階において、現在がどの段階かを知りたい	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html (厚生労働省より。画面の一番右側の上部をご覧ください。)
日本政府の最新の対応状況を知りたい	http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html (首相官邸より) *5月22日の政府対策本部第4回会合の配布資料である「基本的対処方針」「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」「(運用指針要約)」「対処方針Q&A」などを確認することができます。 *また、厚生労働省や検疫所、農林水産省、外務省などが発信している関連情報へもリンクしています。
確定症例数を知りたい	http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/houdou/2009/06/dl/infuh0610-06.pdf (厚生労働省より「新型インフルエンザに関する報道発表資料」) http://idsc.nih.gov/disease/swine_influenza/index.html (国立感染症研究所より) 英語でもいいから早く知りたい↓ http://www.who.int/csr/disease/swineflu/updates/en/index.html (世界保健機構－WHOより)
これまでの確定症例の分析状況を知りたい	http://idsc.nih.gov/disease/swine_influenza/2009idsc/clinical_epi_osaka02.html (5月21日 国立感染症研究所より－大阪の臨床像) http://idsc.nih.gov/disease/swine_influenza/2009idsc/clinical_epi_kobe.html (5月20日 国立感染症研究所より－神戸市の臨床像) http://idsc.nih.gov/disease/swine_influenza/2009who/090511assess_severity.html (5月13日 国立感染症研究所より－WHO5月11日発表の和訳) http://idsc.nih.gov/disease/swine_influenza/2009idsc/09idsc2.html (5月5日 国立感染症研究所より－同研究所による現状のまとめ)
症例（疑似症患者なども含む）の定義を知りたい	http://www-bm.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090522-02a.pdf (5月22日 厚生労働省より *弊社情報誌 SEARCH7号でご案内した4月29日発表内容がその後数度改定されており、6月10日現在の定義となっております。)
「新型インフルエンザに関するQ&A」を見たい	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/02.html (5月22日 厚生労働省より)
地域の相談センターを知りたい／発熱外来の場所を知りたい	http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090430-02.html (5月22日 厚生労働省より、都道府県による新型インフルエンザ相談窓口、発熱外来については発熱相談センターにご相談ください。)
渡航危険情報を知りたい／各国にある日本国大使館の情報を知りたい	http://www.anzen.mofa.go.jp/kaiian_search/sars.asp (外務省・海外安全センターより) *このページの「5. (2)」に在外公館へのリンクボタンがあります。
インフルエンザ様疾患発生状況（学校欠席数）を知りたい	http://idsc.nih.gov/idwr/kanja/infreport/report.html (国立感染症研究所より) *この他、国立感染症研究所「インフルエンザ流行レベルマップ」はこちら↓ https://hasseidoko.mhlw.go.jp/Hasseidoko/Levelmap/flu/index.html